

平成29年度教育旅行視察助成事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、教育旅行を実施する旅行会社(第1種旅行業または第2種旅行業の登録を有する者をいう。以下同じ。)の担当者および学校関係者による、福井県内の観光素材や宿泊施設、観光施設等の視察に対し、公益社団法人福井県観光連盟(以下「連盟」という。)が、助成金を交付するのに必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

第2条 旅行会社の担当者および学校関係者が、本県への新たな教育旅行のルートを検討・造成するために行う視察(以下「視察」という。)のうち、連盟の会長が認めたものとする。

2 視察が福井県を含む複数の県にわたる場合、助成の対象は、福井県に係る部分を原則とする。

3 助成の対象となる者は原則として、別表1に掲げる都道府県に存する旅行会社および支店、営業所の担当者ならびに学校関係者とする。

ただし、対象者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められる場合は、助成の対象としない。

(助成額)

第3条 視察に要する費用のうち、交通費・宿泊費相当額の一部として、1人あたり最大2万5千円を助成する。

2 助成は、視察1回あたり3人までとする。また、1社につき25万円を上限とする。ただし、連盟が開催に関わる教育旅行の商談会やエキスカンションに参加する場合については、予算の範囲内において、人数や1社あたりの助成額の上限は適用しない。

3 各社への助成額の総額は、連盟の予算額を超えない範囲とする。

(交付の要件)

第4条 視察は次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 福井県内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。

(2) 福井県教育旅行ガイドブック「学び旅」に掲載されている観光素材等を1つ以上視察の旅程に含めること。

- (3) 福井への往復の交通機関については、原則として公共交通機関を利用し、視察に要する交通・宿泊費の合計が一人当たり2万5千円を超えること。発地から全行程で社用車などを利用する場合は助成対象としない。
- (4) 平成30年3月31日までに視察を完了し、第7条に定める実績報告を提出すること。

(交付の申請)

- 第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、連盟に助成金交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。
- 2 前項の申請は、視察を開始する前に行わなければならない。申請前に行われた視察については、助成の対象としない。

(交付の決定)

- 第6条 前項の申請があった場合、連盟はその内容を審査し、適当と認める場合に助成金の交付を決定する。

(実績報告)

- 第7条 申請者は、視察が完了した場合、14日以内または平成30年3月31日のどちらか早い日までに、助成事業の成果を記載した完了報告書(様式第2号)を連盟に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

- 第8条 申請者から前条の完了報告があった場合、連盟は検査を行い、適当と認める場合は助成金の額を確定し申請者に通知する。

(助成金の請求)

- 第9条 申請者は、前条の通知を受け取った後、助成金の請求書(様式第3号)を連盟に提出しなければならない。
- 2 連盟は、適切な請求書の提出があった場合、30日以内に助成金を支払うこととする。

(遂行状況の報告)

- 第10条 連盟は、第6条の決定を受けた者に対し、必要があると認める場合、助成事業の遂行の状況を報告させることとする。
- 2 前項の報告の結果、連盟が、視察が助成の要件を満たしていない、また

は視察の実施が困難であると認める場合、第6条の決定を取り消すこととする。

(交付決定の取消)

第11条 連盟は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合、または助成の要件を満たしていないことが判明した場合、交付決定を取り消す。

2 前項の交付決定の取り消しがあった場合、既に連盟が旅行会社等に支払った助成金がある場合、旅行会社等はこれを連盟に返還しなければならない。

別表1

地域	都道府県名
関東地方	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
甲信越地方	新潟県、長野県、山梨県
中国地方	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国地方	徳島県、香川県、愛媛県、高知県